

『君主論』におけるマキアヴェッリのフィレンツェ 統治と征服地支配論

鹿子生, 浩輝
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16366>

出版情報：政治研究. 46, pp.45-81, 1999-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



『君主論』におけるマキアヴェツリのフィレンツェ統治と征服地支配論

鹿子生 浩 輝

はじめに

第一章 正統性なき政治状況

第二章 革新状況という枠組からの逸脱

第三章 新君主のもう一つの類型

第四章 国内統治を想定した議論

おわりに

はじめに

「私は自らの魂よりも祖国を愛する」⁽¹⁾。——ニココロ・マキアヴェツリ(一四六九—一五二七)は晩年、友人フランチェスコ・グイッチャルデーニに宛てた書簡の中でこのように証言した。フィレンツェ共和国にたいする彼の強い愛国心は、書記官としてフィレンツェ政庁に勤務していた時期はもちろん、メデイチ家復活によって隠棲を余儀なくされた時期から、共和政が復活する晩年にいたるまでつねに不変であつた。⁽²⁾ 実際、共和国を中心に論じた『リウイウス論』だけでなく、『君主論』もまた、この祖国フィレンツェへの関心のもとに執筆されたのである。

『君主論』は新しい支配者であるメデイチ家への献呈論文として執筆された。⁽³⁾ 一四九四年、仏王シャルル八世のイタリア侵攻によって、フィレンツェの実質的支配者であるメデイチ家は国外に亡命し、ピエロ・ソデリーニ率いるフィレンツェ共和政が確立した。⁽⁴⁾ 大評議會を中心とする民衆的な共和政を採つていたフィレンツェにおいて、マキアヴェツリは書記官として共和国のために働いた。⁽⁵⁾ しかし、一五一二年、フィレンツェ共和政は崩壊し、ソデリーニの懐刀であつたマキアヴェツリは失職に至る。同時に、国外に亡命していたメデイチ家がフィレンツェに帰還した。反メデイチ家陰謀疑惑によって投獄されていたマキアヴェツリが解放されたのは、メデイチ家のジュリオがレオ一〇世として教皇に就任した際の恩赦によつてであつた。その後、彼は新しい支配者への自薦活動を開始する。この時に書かれたのが『君主論』であり、その主要な部分は一五一三年の一月二日まで執筆されたと考えられている。⁽⁶⁾ 当然、執筆に際してマキアヴェツリの念頭にあつたのは、新しい支配者であるメデイチ家の立場であつた。⁽⁷⁾

マキアヴェツリの政治思想の獨創性は、本稿第一章で確認するように、近年の研究では、⁽⁸⁾ 彼が正統性の欠如した政治状況における支配権 (stato) の確立や維持の技術 (arte) を理論化した点に求められている。⁽⁹⁾ たしかに、このようにして彼の獨創的側面が際立たされたものの、その副産物として、正統性の再構築という長期的視座に基づいた彼の

議論が軽視されがちである。これと並行するもう一つの難点は、『君主論』で区別された国内統治と外国征服という重要な議論前提の相違が看過されていることである。さらに言えば、正統性の有無とこれら二つの議論前提の相違との間には緊密な関係があり、この関係を認識することの重要性は『君主論』に限定されない。それは、マキアヴェッリ解釈の長年の難問であつた『リウイウス論』と『君主論』という二大政治著作の統一的理解に何らかの示唆を与えるものであろう。

『君主論』でマキアヴェッリがメデイチ家に提言しようとしたのは、正統性未確立の不安定な状況における権力の維持と行使というその場しのぎの方策のみだったのであろうか。たしかに、マキアヴェッリは自らの助言の必要性を強調する場合には、正統性の欠如した状況の議論枠組を前面に押し出している。しかしながら、彼は必ずしも『君主論』でこの枠組を貫徹させているわけではない。本稿では、『君主論』には、正統性の欠如した新君主の類型と必ずしもそうでない新君主像との二重構造があり、この構造が生じた理由の一つは、マキアヴェッリが『君主論』でイタリヤ内諸国の征服とフィレンツェの統治を想定していたことにある、ということを明らかにする。『君主論』においてマキアヴェッリが提言しようとした国内統治は、征服地支配のように正統性を完全に喪失した新君主による暴力支配の貫徹ではなく、実のところ公的利益追求に基づく政治だったのである。

本稿は四つの章から構成されている。第一章では『君主論』の独創性とされてきた点、すなわち、支配者が正統性を完全に喪失した革新 (innovazione) の状況についてのマキアヴェッリの把握を、テキストにそくして確認する。第二章では、この革新の状況という枠組から彼があえて逸脱させている部分を検討する。ここでは、新君主にたいして名譽 (onore)・栄光 (gloria) や公的利益の追求が要請されていることから明らかなように、マキアヴェッリは、革新状況を脱却して正統性を確立するという長期的視座から新君主をとらえている。第一章で抽出する正統性をまったく欠いた類型の新君主と、第二章で指摘するその類型から逸脱した新君主像という二重性が生じた理由は、第三章以降

で明確にされるだろう。すなわち、第三章では、新たに追加された新君主の類型と、『君主論』においてマキアヴェッリが区別していた二つの支配対象領域との対応を確認する。実のところ彼は、新君主全般の共通点として革新における困難を指摘しつつも、外国征服論と国内統治論とを別箇に論じていた。すなわち、正統性が完全に欠如した外国征服の場合とは異なり、フィレンツェを想定した国内統治論では、革新の継続の観点からではなく、新君主が何らかの正統性を獲得していくという長期的観点から議論されているのである。『リウイウス論』の共和国論同様、『君主論』におけるマキアヴェッリの国内統治論では、新君主の目的は公的利益追求であった。このことは第四章で確認されるであろう。

第一章 正統性なき政治状況

Q・スキナーなどによってすでに指摘されているように、『君主論』はジャンルや議論の様式において完全に伝統を踏襲するが、議論の枠組みおよびその帰結として生じた助言の内容は、マキアヴェッリの特異性を明らかに示している。¹⁾『君主論』は国家分類論、軍事論、君主の行動論という三つの部分に大別できる。そのうちの国家分類論は第一章から第11章において展開されている。まず第一章で、国家分類論の主要な部分の見取図が提示され、この図式に従いながら、第2章以降、彼が重視する特殊な支配の類型、すなわち、革新を引き起こすこと自体によって正統性を喪失している新君主の類型へと進められる。このような考察対象の絞り込みによって、明らかにマキアヴェッリは支配者一般や君主一般ではなく、特殊類型としての新君主にのみ助言を与えようとしたのである。以下、テキストにそくして、この絞り込みを確認することしよう。

第2章の冒頭において、まず共和国が議論の対象から除外される。続いて世襲の君主国が議論の対象から除外され

る。なぜなら、世襲の君主はすでにその家系の長期的支配によって、慣習に根ざした正統性が確立しているからである。マキアヴェツリによれば、住民はその君主の家系の支配に慣れており、君主は先祖伝来の慣習を守るだけで十分に自らの支配権を維持できる。⁽²⁾ 君主がそれを失うのは、外国勢力の侵攻といった異常な事件が発生した場合であり、この場合でさえも外国からの篡奪者が失策を犯したり不運に直面すれば、かつての君主は直ちに支配権を回復することができる。⁽³⁾ したがって、この国家では統治における困難は少なく、当然、助言の必要性も生じない。こうして彼は、この章での議論を早々に打ち切り、すぐに第3章以降の「新しい国家」という類型へと向う。

この新君主国において支配者は、革新がもたらす困難、すなわち、先行する支配形態に代わる新政権を樹立する際の困難に直面する。⁽⁴⁾ 世襲君主とは異なり、新君主は一部の住民に危害を与え、旧秩序を崩壊させている。新君主は彼を君位に就けた味方からは消極的にしか支持が得られない一方、旧政権下で利益を享受してきた人間をはじめとするすべての臣民から、つねに支配権を奪回される可能性がある。このように新君主は慣習に根ざした正統性を持たず、それを獲得する時間的余裕もない支配者である。とすれば彼は、もっぱら暴力にのみ依存せざるをえない。マキアヴェツリが助言を提供しようとしたのはこのようにきわめて例外的な状況に置かれた支配者であった。

第3章でマキアヴェツリは、この新君主国を、旧来の領土に併合した「併合された国」と「完全に新しい国」に區別し、第5章までを前者の議論に費やす。本来の君主国に新領土が併合される場合、新領土はその地理や慣習の相違によってさらに二つに分類される。すなわち、新領土が旧来の君主国と同じ地域で、同じ言語・習慣・制度を持つ地域と、それらが異なっている地域である。前者の地域で、しかも新領土の住民が君主支配に慣れている場合は、新君主の支配は容易となる。マキアヴェツリによれば、ここでの新君主の政策は旧君主の血統を抹消することと、その旧来からの法律や税制を変更しないことのみで十分であり、これらの方法によってきわめて短期間で新領土を旧来の国家に一体化することができる。他方、旧来の国家と新領土とで言語や慣習が異なる場合、新君主は大いなる幸運と

努力が必要となる。この状況で提示される助言は、征服者が現地に移住することと、現地に移民兵を送り込むことであり、主にこれらの点からフランス国王ルイの失策が批判される。⁽⁵⁾このように、マキアヴェッリはまず、世襲君主のみを頂点とするヒエラルキー社会を前提として、正統性の欠如した世界における新君主の征服地支配について助言を与えた。

第4章でマキアヴェッリは、君主支配の形態に慣れた臣民の示す忠誠にかんして例外的な類型を扱っている。この章で彼は、臣民の忠誠がもつばら君主のみに集中するトルコ型と、忠誠が君主および封建諸侯とに向けられるフランス型を提示する。マキアヴェッリによれば、内部分裂の可能性を有するフランス型においては、諸侯が征服者を招き入れる可能性が高い。その結果、この型の国家は容易に征服することができるが、その反面、征服後には新君主と同等だと考える封建諸侯が残存することになり、新君主の支配権の維持は困難となる。⁽⁶⁾また実質的に臣民の忠誠はそれぞれの封建諸侯に分有されているため、征服後の新君主は必ずしも一般的な君主政の忠誠は確保しえない。トルコ型は逆のことが妥当する。

第5章では、君主支配に馴染みのない自由な国家を併合した場合が論じられている。自由な国家、すなわち共和政の統治形態に慣れた都市では、征服以前は市民自らの法律が維持されており、ここに君主支配を課すことはきわめて困難である。マキアヴェッリによれば、自由の記憶は、君主が恩恵を与えることによっても時間の経過によっても消えることはなく、市民はつねに以前の統治様式へ回帰しようとする。共和政に慣れ親しんでいる都市は君主支配に頑強に抵抗するので、ここに君主支配を課すことは君主の滅亡を意味する。⁽⁷⁾したがって、この場合の最善の策は都市自体の破壊とされる。このように第4章と第5章では、併合国の中でも、とりわけ困難が予想される二つの国家について論じられた。これにたいし第6章以降は、支配対象としての国家や臣民の性質ではなく、君主自身の資質の点から議論が進められている。

マキアヴェツリは第6章で、併合された領土から「完全に新しい国」へと議論の対象を移し、そこで二つの類型を提示する。すなわち、自分の武力とヴィルトゥ（virtù）（力量）によって支配者になった君主（6章）と、他人の武力とフォルトゥナ（fortuna）（幸運）によって支配者になった君主（7章）である。だが、自分の武力とヴィルトゥによって支配権を獲得した新君主の類型にたいして、彼はそれほど関心を払わない。この類型の新君主は、所与の材料（materia）としての機会（occasione）以外には幸運に依存せず、このわずかな材料に基づいて形式（forma）を政治空間に課す超人的立法者である。まったく他者の力に依存しないこの新君主は、自らの軍事力によって彼の意志通りに統治することができる。マキアヴェツリによれば、この場合、国家の獲得には困難が生じるが、その後の支配権の維持は容易である。この類型の新君主は正統性の欠如した革新者であるものの、彼にたいする助言の必要性は生じてこない。むしろ、立法者といえども武力は不可欠であるという点だが、他の類型の新君主にとっての教訓として提示される。

マキアヴェツリが助言を必要とする対象として絞り込むのは、第7章で採りあげられる「他人の武力と幸運とによって支配者となった君主」である。この種の支配者は「他者から支配権（potestà）が与えられた」に過ぎず、第6章の立法者たちのような超人的ヴィルトゥを欠いている。マキアヴェツリによれば、こうした支配者はこれまで一介の市民の境遇の中で生活してきたため、統治の方法を知らず、自らの地位を保持できない¹⁰。このような立場にある君主は、慣習による正統性を持つ世襲君主には必要のなかった程度の力量が必要とされる。こうした新君主の摸倣すべき人物として挙げられるのが、チェーザレ・ボルジアである。自らが助言する必要性があるとマキアヴェツリが判断した君主の類型は、このように明確に絞り込まれ、浮き彫りにされた類型、すなわち、正統性の欠如した状況において自らの武力を持たない新君主の類型であった。当時、メディチ家は自らの軍隊を持たなかつた。マキアヴェツリは、このようなメディチ家の直面した状況に助言を与えるべく『君主論』を執筆したのであつた。

ところで、これまで見てきた新君主という特殊な類型は、『君主論』の残りの二つの部分、すなわち、軍事論と君主の行動論において、伝統的な「君主の鑑」論とは異質の助言を彼に提供させた。まず、マキアヴェッリが生涯一貫して主張し続けた自国軍の創設が第12章から第14章で論じられる。自国軍の創設の必要性という主張自体は、マキアヴェッリの独創ではないが、物理的な強制力の必要性がとりわけ重視されたのは、正統性の欠如した状況の想定による当然の帰結であったと言つてよい。

他方、君主の行動にかんする助言の部分では(第15章から第23章)、マキアヴェッリはこれまで伝統的に使用されてきたヴィルトゥという概念を再定義する。キケロからルネサンスの論者にいたるまで、君主の持つべき資質は何かというテーマが論じられており、そこで一貫して主張されるのは、君主は道徳的に振る舞うべきであり、そうするのはつねに統治において合理的であるという議論であった。マキアヴェッリは自らの主張を浮き立たせるために伝統的な議論の枠組みをそのまま残して利用し、しかし、結論においてはこれまでの伝統や同時代人の見解とまったく正反対の回答を提示する。例えば、君主は氣前良いよりも吝嗇であるべきであるし、愛されるよりも恐れられるべきであるし、信義をつねに守る必要はない、とマキアヴェッリは力説する。彼にとつても、可能であるならば、もちろん君主が道徳的に振る舞うほうが好ましかった。しかし、新君主とは、定義上、道徳的に振る舞うことが不可能なことが多い君主であるから、残酷な行為なしには自らの支配権を保てない。マキアヴェッリは、新しい支配者がその支配権を維持するためには良くない人間となりうることを学ぶべきであり、状況が命ずるままにその技術を使つたり使わなかつたりするべきである、と主張する。すなわち、マキアヴェッリの意味する君主のヴィルトゥは、この文脈では、道徳的な意味での有徳さではなく、自分の支配権を守るために必要に応じて、不正であれ有徳であれ、柔軟にあらゆる行為を行なう能力に他ならなかつた。⁽¹³⁾

繰り返しになるが、ヴィルトゥ概念のこのような変化が生じたのは、『君主論』においてマキアヴェッリが想定した

きわめて特殊な議論枠組の帰結であつた。⁽¹⁴⁾ 正統性を持たない新君主は、自らの支配権の確保さえ容易ではない不安定な状況に直面している。このような混乱した状態を想定しなかつた伝統的道徳論では、新君主の支配権を維持するための有益な助言は提供しえない。すでに見てきたように、マキアヴェツリは支配者一般から特殊な類型へと絞り込む形式で議論を展開した。彼の人間にかんする見解がペシミステックに見えるのは、彼の抱いていた人間観の帰結というよりも、むしろ正統性のない政治状況というきわめて例外的な状況を想定したことによる。こうした状況を想定するのであれば、マキアヴェツリに限らず誰であれ邪悪な人間を描かざるをえないであらう。

第二章 革新からの逸脱

前章で論じたように、マキアヴェツリの獨創性は正統性の欠如した状況を理論化した点にあつた。この類型に完全に一致する限りは、新君主の行為や目的はもっぱら暴力に基づく実力支配の貫徹とならう。たしかに革新の状況そのものは、短期的視座における理論化である。しかし、彼が『君主論』でメデイチ家に提示したかったのは、この短期的状況における助言そのものだったのだからか。⁽¹⁾

本章では、革新状況という枠組に必ずしも収まりきれない状況を想定しつつマキアヴェツリが新君主を論じている部分が存在することを明らかにする。ここでは、彼は長期的観点から新君主をとりあげており、この文脈では、新君主は必ずしも正統性を完全に喪失しているとは想定していないのである。

マキアヴェツリが支配者一般に課している目標に注目してみよう。当時の多くの人文主義者にとって、人間、特に支配者がきそつて追求すべき最高の目標とは名誉や栄光であつた。⁽²⁾ この考えは、この世の栄光と富の誘惑を避けなければならぬという正統的なキリスト教の教説と完全に対立し、彼らがキケロやリウィウスの後継者であることを示

している⁽³⁾。マキアヴェツリもこの例外ではなく、現世における栄光や名誉の獲得の主張は、『リウィウス論』のみならず彼の多くの著作において一貫していた。例えば、『君主論』と同様メデイチ家に献呈された『フィレンツェ国制論』で、彼はメデイチ家に次のように力説している。

人間が得ることのできる最高の名誉 (onore) は、祖国 (patria) がその人物に喜んで与える名誉であると信じます。人間が行いうる最高の善、そして最高に神を喜ばしめる行為は祖国のためになされる行為です。この他、その行為において最も称賛に値する人物は、法や制度によって共和国や王国を改革する人物です。こうした人々は神の次に称賛される人々です。なぜなら、それを行う機会を持った人物は少なく、それを行う方法を知っていた人物はさらに少なく、さらに実行できた人物はきわめて少ないからです。ゆえに、この栄光 (gloria) はただ本当に栄光のみを追求する人々や、実際に共和国を樹立しようとしてできなかったが、それを論じた人々、例えばアリストテレスやプラトンや他の多くの論者によって非常に高く評価されています。……このような方法こそ、神が人間に与える最高の贈り物であり、人間が最大に栄光を示しうる行為であります。神が陛下の一門と陛下ご自身に与えた幸福のなかでも、これは陛下が不滅となるような権力と対象を陛下に与えるものであり、またこの方法によって陛下はご尊父や祖先をはるかに越えるような栄光を獲得できます⁽⁴⁾。

このように、支配者は名誉や栄光を追求しなければならぬということのマキアヴェツリはほとんど自明の前提としていたのであるが、この姿勢は『君主論』自体にも明確に見られる。このことは彼がけつして支配者一般の目指すべき目標を物理力による支配権の維持という短期的なものに限定していないことを示唆している。

以上に論じてきたことがらずべてを考慮して、新君主が名誉をあげる (onorare) 適切な機会が現在のイタリアに訪れてきているのかどうか、また、一人の賢明で力量のある君主に名誉を与え、かつイタリアの人々全体に利益を与えるような制度 (forma che facesse onore a lui e bene alla università degli uomini di quella) を導入するのに好ましい状況が存在するのか、と私は考えてみた。新君

主にとって、現在は万事が好都合に向っているように見え、今ほど適切な機会はかつてなかつたほどである。⁽⁵⁾

もし新君主が正統性を完全に喪失した状況に置かれていたのであれば、彼はもっぱら暴力に依存せざるをえない。この場合、臣民あるいは市民の目には新君主は恐怖や憎悪の対象として映り、新君主に栄光や名譽といった積極的な評価を与えることはないであろう。さらに、右の二つの引用からも明らかのように、名譽や栄光といった価値は、支配者が結果として祖国全体の利益に貢献しなければ獲得しえない。⁽⁶⁾ 革新状況においては、支配者の目的は、自らの支配権の維持という短期的なものにとどまり、長期的観点に立つた公的利益の追求は望みえない。したがって、マキアヴェツリが新君主にたいして名譽や栄光そして公共の利益の追求を要請している事実は、裏返して言えば、彼が正統性の完全に喪失した状況を想定していないことを示していると言えよう。(なお、名譽や栄光を獲得せよという要請は、本稿の第三章以降の新君主の類型にかんする議論においてより明確になるであろう。)

さらに、新君主に公的利益追求を求めるといふ姿勢は、模倣すべき新君主とされるチェーザレ・ボルジアにかんする議論でも確認することができる。マキアヴェツリによれば、ボルジアはけつして彼の個人的な目的だけを追求してはいない。ボルジアがウルビーノ公国とともにローマニヤ全域を手に入れた時、彼はローマニヤ地方の無秩序を見て、ここに良き統治 (*buon governo*) をほどこす必要があると判断した。その後、ローマニヤの住民が彼ら自身の利益を享受し始めたことによつて、ボルジアはローマニヤの好意を獲得し、その住民すべてを掌握したと見た。⁽⁷⁾ そしてこの良き統治の結果として、ローマニヤの住民がボルジアが窮地に陥つた時に見せた彼への忠誠心の高さにマキアヴェツリは感嘆するのである。⁽⁸⁾

加えて、マキアヴェツリが正統性喪失の状況という枠組を貫徹させていないことは、彼が最も強調した君主の自己の軍隊創設の議論そのものからも明確である。仮に正統性を完全に喪失した状況を一貫して想定していたのであれば、

こうした助言は提供しえないであろう。というのも君主が完全に正統性を欠き、暴力に基づく自己利益のみを追求するならば、君主は自らに對する兵士たちの忠誠心を期待しえないからである。むしろ、軍隊それ自身が君主の支配權の喪失につながりかねない。逆に言えば、マキアヴェツリが自己の軍隊について論じたのは、必ずしも完全に正統性を喪失した君主を想定していなかったからである。

以上のように、マキアヴェツリは新君主について正統性を完全に喪失した状況を類型上規定する一方で、その具体的事例や長期的視座を含む議論においては、厳密な革新状況という枠組を逸脱し、安定化の契機を含んだ状況を議論の前提に組み入れようとしている。次章においては、新君主の類型そのものに着目するが、その作業は、以上のような新君主における二面性が生じる理由を説明するものとなろう。

第三章 新君主のもう一つの類型

本章では、『君主論』における新君主の分類に着目し、正統性の欠如した新君主の類型とは別の類型を指摘する。この類型の特徴を検討することによって、マキアヴェツリが正統性を喪失している征服地の状況とは別に、最終的には自らの祖国であるフィレンツェ共和国を前提とした議論に取り組んでいたことが明らかになるだろう。

すでに本稿第一章で検討した『君主論』第7章までの議論に比べて、第8章以降のマキアヴェツリの議論は従来の研究ではあまり注目されてこなかった。しかし、この後者の議論を棚上げすることは、マキアヴェツリが『君主論』で想定していた重要な諸前提を見逃すことになろう。¹⁾第7章までの国家分類論全体は、前もって第1章の見取図で予告されていたが、第8章以降の議論はその見取図では一切言及されていない。このことは第8章以降の議論が、ある意味でそれ以前とは異なる新しい議論であることを示唆しているように見える。彼は第8章以降、新君主についての

議論を、新君主自身のヴィルトゥウの程度（逆に言えば、フォルトゥナへの依存度）と国内統治への関心という二つの観点から転換する。この転換の理由は、マキアヴェツリがメデイチ家のフィレンツェ統治を想定したことに求められる。すなわち、ここで彼が想定している統治とは、新しい支配者が篡奪者という点では依然として不安定な状況にあるものの、かつての統治の経験によって支持者が存在するため、正統性が完全に喪失しているわけではない統治、しかも共和政の慣習のある都市の統治であった。

二つの分類基準のうち、まず君主自らのヴィルトゥウの程度という第一の基準を見てみよう。マキアヴェツリは第7章までの君主国分類論を終えた後、第8章の冒頭で「一人から君主となるのに他にも二つの方法があり、これはフォルトゥナやヴィルトゥウに全面的に帰することができない」と述べている。そして彼は、第8章には「非道によって君主権を獲得した人物について」、第9章には「市民型の君主権について」というタイトルを与え、新たな類型の新君主を提示し始める。彼のこれまでの議論を再度確認すると、第6章における新君主は機会のみにかんじてフォルトゥナに依存し、支配権獲得にかんじては一切他者に依存せず、すべて自力で君主となった人物であった。逆に第7章の新君主は君主になる際、ボルジアのように他者から支配権を与えられたにすぎないような人物、すなわち、支配権獲得の際に完全にフォルトゥナに依存した人物であった。これにたいして第8章と第9章の新君主は、他者から支配権を与えられた事例とは異なり、アガトクレスらのように自力で君主となった人物であつて、第7章の新君主よりフォルトゥナへの依存度が低いことになる。ただし、アガトクレスらはヴィルトゥウの程度において、第6章で述べられた超人的な人物にはまったく及ばず、支配権獲得以前に完全に自らの意のままの動かせる武力を持っていたわけではないが、ヴィルトゥウの程度から言えば、この新しい類型の新君主はいわば第6章と第7章の中間に位置している。フォルトゥナへの依存度が相対的に低いこうした新君主の類型は、フィレンツェにおけるメデイチ家と一致する。フィレンツェに帰還したメデイチ家は、第6章に描かれたモーゼのような人物と異なつて、自分の武力や超人的なヴィ

ルトウをそなえていたわけではない。また、第7章のボルジアのように完全に他者から国家や支配権が与えられた支配者でもない。さらに、メデイチ家はかつての支配者であり、まったく統治を知らない支配者だとも言えない。メデイチ家はいったんは亡命したとはいえ、第8章や第9章の章で論じられた人物と同様に、国内から自力で君主となった。マキアヴェツリは、完全にフォルトゥナに依存したわけではないフィレンツェのメデイチ家という新君主を描写しているのである。

マキアヴェツリが『君主論』においてフィレンツェのメデイチ家を念頭に置いていたことは、国内統治にたいする彼の議論を検討してみるとより明確になる。すでに論じたように、彼は国家分類の第3章から第5章で外国征服にかんする議論を展開していた。第6章と第7章でも、併合した領土から完全に新しい領土に対象が変化しただけで、彼は同様に外国征服論を展開しているように見える。ボルジアの具体例からもわかるように、ここでは君主が国家の外部から登場して支配する状況が想定されているからである。一五一五年の彼の書簡によれば、当時マキアヴェツリが獲得していた情報は、教皇から弟のジュリアーノがどこかの領土の支配者として任命されようとしていること、さらに噂としてだが、ジュリアーノがパルマ、ピアチェンツァ、モデナ、レッジョの支配者になろうとしていることであった⁽³⁾。しかも、これらの領土の支配者をマキアヴェツリは新君主と呼び、模倣の対象としてボルジアの例を挙げている。この点を考慮すると、第7章までの議論が国外の新しい領土の支配者となるジュリアーノを想定しているようである⁽⁴⁾。しかし、この章で同時にローマ皇帝の例が挙げられているように、国内外という基準からの厳密な分類は行われていない。したがって第7章までの議論は、征服論を中心としながらも、国内統治をも視野に入れた新君主一般の議論だと見るべきであろう。ただし、マキアヴェツリはすでに第3章から第5章までを外国征服の議論に費やしていたため、第9章から第10章までの三つの章では国内統治についての議論をしているわけである。

第8章と第9章で彼は、祖国から君主となった人物、しかも共和国の内部から君主となった人物の類型についての

論述に限定し、読者にたいしてある状況を想起させようとしている。この新しい類型の端的な現われとして、これらで対象となつた国家には一切使われてこなかつた祖国 (*patria*) という言葉がここで初めて登場する。⁽⁵⁾ 言うまでもなく、当時の人々にとって *patria* とは現代的な国民国家としてのイタリアではなく、より小規模な都市 (*città*) であり、例えばマキアヴェツリにとってはフィレンツェを指す。⁽⁶⁾ 第9章におけるナビスといった君主だけでなく、第8章で挙げられるアガトクレスやオリヴェロットでさえも、自らの祖国の内部から支配者となつた人物であり、彼らの国家にたいしてマキアヴェツリは例外なく *patria* という言葉を用いている。⁽⁷⁾ さらに重要なことに、マキアヴェツリはこれらの章で共和国を念頭に置いているようである。第8章のアガトクレスの属していたのは、マキアヴェツリによれば、市民や元老院の存在する国家であり、実際マキアヴェツリ自身もこれを *republica* と呼んでいる。⁽⁸⁾ さらに、通常マキアヴェツリは *patria* という言葉を共和国以外には用いない。⁽⁹⁾ また、これまでの議論では、被治者を示す場合には臣民 (*sudditi*) という言葉が使用されていたが、共和国を扱つた第5章を除けば、第8章で初めて市民 (*cittadini*) という言葉が登場する。共和国が議論の前提であることを示すこの言葉は、国家分類論では第5章、第8章、第9章、第10章においてきわめて頻繁に、またこれらの章に限って使用されている。

新しい類型を扱うこれら数章でマキアヴェツリが祖国と共和国を取りあげた理由は、読者であるメディチ家にフィレンツェを想起させるためであつたと考えられる。フィレンツェは共和政の伝統を持ち、しかもフィレンツェ人は共和国における自由の保持を強く自負していた。そして、言うまでもなくフィレンツェは、マキアヴェツリとメディチ家の祖国であつて、祖国 (*patria*) という言葉でメディチ家に想起させる国家はフィレンツェ以外にはありえない。さらに、続く第10章で彼は、君主が自らの軍事力で持ちこたえられる国家と、つねに他人の援助が必要な国家に分類し、後者にたいして都市の防備の強化せよという主張が見られる。⁽¹⁰⁾ 自国軍の創設をつねに力説する彼が、軍隊を組織しない場合を論じるのはきわめて例外的なことであるが、この議論も彼がフィレンツェを念頭に置いているとすれば理解

できる。これまでつねに他人の援助を必要としてきた国家として読者に想起させる国家は他ならぬフイレンツェであり、誰よりこのことを一番自覚していたのはマキアヴェツリであった。また、第1章から第11章までの章のうち、唯一第10章だけが国家分類論の視点から論じられておらず、いささか唐突な印象を与えるが、これはマキアヴェツリが第9章からの継続的な議論として、第10章でもフイレンツェを想定しているとすればわかりやすい。すなわち、第10章の主張はフイレンツェに限定した議論であり、新君主一般には共通しない助言であった。したがって、第11章の提示や、第12章以降の新君主一般を想定した助言へと進む前に挿入せざるをえなかった明確な主張なのである。

以上の考察を踏まえることによつて、第8章におけるマキアヴェツリのアガトクレス批判の意味がようやく明確に理解できる。新君主が正統性を欠いた暴力支配のみを目的としていると解するのであれば、アガトクレスの暴力行為を非難したマキアヴェツリの次のような議論は明らかに自己矛盾となるはずである。

同郷の市民 (*sua cittadini*) たちを虐殺したり、味方を裏切つたり、信義も慈悲心も宗教心もないことをヴィルトゥと呼ぶことはできない。こういう手段で支配権 (*impetio*) を手に入れることはできても、栄光 (*gloria*) を手に入れることはできない。すなわち、アガトクレスが危地に飛び込み、危地を脱する時に見せたヴィルトゥや、逆境を耐え克服する時のあの偉大な心については、他の卓越した武将と比較して、遜色があるとは考えられない。だが、それにもかかわらず、彼の枚挙にいとまのない非道な行為や、あの言語道断の残虐性と非人道性は、そうした卓越した人物の列に加えるのを許すものではない。¹¹⁾

マキアヴェツリが非道徳的な手段をこのように非難したのは、議論の対象となる国家が祖国であり共和国だったからに他ならない。第7章までの議論では、基本的に、祖国に従属することになる外国征服を想定した議論であつて、この場合には暴力支配の貫徹を特に非難する必要はなかった。しかし、議論の対象が共和国内部での統治である場合には、『リウイス論』においてそうであるのと同様に、アガトクレスが犯したような行為は非難されなければならない。¹²⁾

「自らの魂よりも祖国を愛する」と断言するマキアヴェツリとしては、公共の利益に不可欠な場合を除けば、祖国でこうした非道徳的行為をそれ自体を目的に追求することは許容しがたいのである。

とはいえ、マキアヴェツリは第8章以降で、新君主にとつての支配の術という基本的テーマを放棄したわけではない。たしかに、これまで頻繁に用いられてきた「新君主 (nuovo principe)」やそれに類する言葉は、国家分類論の終了する第11章までまったく登場しない。しかし、このことは新君主という類型が論じられていないということの意味するものではない。きわめて困難な状況に直面した新君主という枠組の厳密性は失われはしたものの、後半の議論における支配者は政権の篡奪者であり、自らの支配権の維持が容易ではないことには変わりない。マキアヴェツリは第8章でアガトクレスらの事例を提示する前に、「必要に迫られた人物にとつてはその例を模倣すれば十分だと思うので、この手段の功罪そのものについてはこれ以上論じない」と述べているが、この言明は、彼の想定が依然として、暴力的手段の善悪はどうであれ、この支配者が必要性に迫られてそうした手段を使わざるをえない新君主であることを端的に現わしていると言えよう。

事実、メデイチ家はこれまでのフィレンツェ共和政を転覆させ、支配者の地位を獲得した篡奪者であった。すなわち、メデイチ家は大多数の市民から政治参加の特権を奪い、ごく少数の有力者からなる独裁機関を介して、フィレンツェを支配することになった。⁽¹⁴⁾これはフィレンツェ史上きわめて特異な支配形態であり、メデイチ家の統治のあり方にかんする様々な議論を生じさせた。また、この新しい支配集団に属した少数の有力者たちは、必ずしもメデイチ家に忠実であるとは言えず、メデイチ家復帰以前の共和政の支配者も多く含んでいた。敵に囲まれたメデイチ家にたいする助言の必要性は、マキアヴェツリにかぎらず、フィレンツェの人々の間で切実なものとして感じられていた。とすればやはり、新君主というテーマは、フィレンツェのメデイチ家を直接念頭においた部分も含めて、『君主論』全体を通して貫かれていると見るべきであろう。

ただし、正統性にかんしては言えば、メデイチ家には一四三四年から一四九四年までの六〇年間、事実上フィレンツェの支配者として統治してきたという前歴がある。メデイチ家がフィレンツェの民衆に最も敬われ、最も君主に近い存在であったという事実からすれば、彼も現実のメデイチ家を正統性を完全に喪失した新君主として位置づけることまでではできなかったはずである。フィレンツェのメデイチ家を想定した第8章以降では、このことはいつそう明らかである。

次章では、マキアヴェツリの国内統治論を具体的に検討するが、ここでは、もはや暴力の必要性にかんする関心は薄れ、ある程度の安定性を有した状況を前提に、支配者が臣民からの支持を積極的に確保する政策が助言される。そして、本稿の第一章と第二章で指摘してきた二重構造は、マキアヴェツリが意識的に行なっていた国内・国外という区別との対応として理解されよう。

第四章 国内統治を想定した議論

征服地を中心に革新における一般的困難を扱ってきたマキアヴェツリは、本稿前章で論じたように、『君主論』第8章以降、国内における革新後の問題に議論を限定した。本章では、フィレンツェを想定しながら行われている新君主への助言の趣旨が、革新の継続から、公的利益追求へと転換されていることを明らかにしたい。

マキアヴェツリは第8章以降、革新による正統性喪失の状況それ自体にはそれほど関心を示していない。この章で前提とされている状況においては、篡奪者が支配権獲得の過程で暴力によって臣民を傷つけており、したがって、新君主は正統性なき支配を行なっているはずだが、当然予想されるこの困難にかんしてマキアヴェツリは言及しないのである。同時に新君主の支配権喪失の危険性も、これまでの議論では革新における暴力行為の直接的帰結であったが、

いまや支配権の維持は篡奪行為それ自体というより、次の一節に示されているように、むしろ支配権獲得後の政策によつて左右されるものと考えられている。

アガトクレスやそれに類する人々が数えきれないほどの裏切りと残酷な行為を行った後、祖国で長い間安全な生活を送り、外敵を防ぎ、市民による陰謀にあわなかつたのはなぜであるか、不審に思う人がいるかもしれない。それというのも多くの支配者はその残酷な行為のため平時においてさえもその支配権を維持できないし、ましてや不安定な戦時においてはさうであるからである。私の考えではこれはその残酷な手段が下手に用いられたか上手に用いられたかによる。上手に用いる場合とは、——もし悪についても上手にということが許されるならば——自らの立場を安全ならしめる必要性からそれを一度用い、その後はそれに固執せず、可能な限り臣民の利益(III.32)の擁護へと転換する場合と言えよう。これにたいして下手に用いる場合とは、最初残酷な行為は少ないが、時とともにそれを止めるどころかますます増大させる場合である。第一の方法をとる人はアガトクレスのように自らの地位を維持するにあたつて、神や民衆の助けを得て対処することができるが、第二の方法をとる人はその地位を維持できない。⁽¹⁾

第8章でもつばら力説されるのは「支配権を奪う場合、征服者は行う必要のあるすべての加害行為を検討し、それを毎日繰り返す必要がないよう一度でそのすべてを断行すべきであり、そしてそれを繰り返さないことによつて人々を安心させ、人々に恩恵を施して人心を得ることができるようになるべきである」という一点のみである。すなわちこの議論は、新君主の目的が暴力的支配の継続という意味での革新の継続であるということとを明確に否定している。

この章における彼の意図は、もはや正統性のない革新状況の描写とそこで必要とされる支配技術についての考察ではない。彼の関心は臣民を傷つけざるをえない革新の作業から、安定化を目指す統治政策へと転回している。マキアヴェッリによれば、もし新君主が加害行為を繰り返すならば「臣民は、新たな危害が間断なくやつてくるから、君主にたいして安心感を持ってなくなり、当然君主もその臣民を決して信用しないことになる⁽³⁾」。したがつて、彼はこの章の

締めくくりに、新君主は常日頃から臣民との信頼関係の形成を目指すよう力説する。

なにより君主は、善悪いずれの出来事が起こつても変わらぬ行動をするよう、自分の臣下と生活をすべきである。それというのも逆境に陥り、必要に迫られて悪事を行おうにも時を失し、また施す恩恵も助けにはならないからである。なぜなら、この施しは仕方なしにするものと見られ、誰も恩義を感じないからである。

新君主と臣民との信頼関係形成の助言は、暴力にのみ依存する正統性なき支配状況では行いえない。しかし、この章の「非道によつて君主権を獲得した人物について」という新君主の類型それ自体は、正統性を有するような状況を最初から想定したのではなく、外国征服の場合と同様、正統性を完全に喪失した状況を想定しているようである。彼は、征服地についての議論から読者が当然類推するであろう一つの想定を先取りする。すなわち、彼はこの章で、征服地支配における革新状況が国内統治へと適用された形態をいったんは類型として提示してみせた。この状況の当然の帰結として、暴力に依存した行動様式が助言されることになろうが、実際には、すでに示したアガトクレスにかんする一節から明らかなように、国内においては、征服地とは異なり、そうした暴力行為は許されえない。したがつて結果的に彼は、具体的な助言の段階では新君主が何らかの正統性を有する状況を前提として議論を行う。この章の趣旨から明確なように、ここでの彼の意図は、新君主が現実問題として暴力を行使せざるをえないとしても、暴力行使の恒常化には歯止めをかけなければならないということを読者に認識させることにあつた。彼はメデイチ家にたいして暴力支配から臣民全体の利益追求へと政策転換することを熱心に勧めるのである。

国内における暴力支配継続への警告は、支配者がそれを放棄する代償として新たに獲得される価値の提示へと連続している。新君主にたいし名譽や栄光を追求せよとする助言は、この第8章で初めて登場する。アガトクレス批判の

一節に明らかなように、マキアヴェツリは祖国の市民を裏切る行為を厳しく非難する。彼はアガトクレスの行為について「こういう手段で支配権を手に入れることはできても、栄光を手に入れることはできない」と断言していた。この主張からは、マキアヴェツリが新君主は栄光の獲得を目標とすべきであると考えていたことがうかがえる。しかも、そのことを新君主にとって受容可能な助言としてマキアヴェツリが提示したということは、新君主もこれを追求すべき価値として重視しているはずだという認識を彼が持っていたことを意味する。マキアヴェツリの考えでは、人間が獲得できる最高の善は名誉であり、その名誉を獲得する最善の方法は祖国全体の利益に貢献する行為に他ならない。つまり、名誉や栄光といった価値を追求をせよという提言は、新君主は公的利益を追求すべきだ、という要求を意味していたのである。

暴力支配からの転換は、名誉や栄光の獲得だけでなく、新君主の支配権の維持の観点からも勧められる。すでに論じたように、彼の考えでは、もし共和国の統治様式に慣れている市民に君主政を課そうとすれば、その企てはきわめて困難であり危険を伴うものであった。ましてや新君主が暴力に基づく専制支配を徹底させようとすれば、それは新君主の支配権の喪失を意味するであろう。本章の最初で引用した一節では、マキアヴェツリは篡奪者が裏切りや残酷な行為を行った後では、例えば市民による陰謀などによって通常篡奪者は自らの地位を保持できないと論じている。⁽⁵⁾ 事実、共和主義者たちによる陰謀は、メデイチ家の帰還の直後フィレンツェにおいて企てられていたし(マキアヴェツリ自身がその疑惑によって投獄されていた)、オルテイ・オリチエラーリのサークルの事例のように、その後も繰り返された。⁽⁶⁾ マキアヴェツリにとって、共和政に慣れた市民に囲まれている新君主が、私的利益追求に基づく暴力支配を貫徹する場合の危険性はあまりに明白であった。

「市民型の君主権について」と題された第9章の議論は、もっぱらフィレンツェにおけるメデイチ家が議論の前提とされている。彼はここで、貴族と民衆の対立図式を提示した後、君主は貴族よりも民衆の支持を獲得すべきであると

いう一点のみを助言する。後の『フィレンツェ史』でも論じられるように、マキアヴェツリの考えでは、フィレンツェは伝統的に貴族と民衆との対立が激しい都市であった。⁽⁷⁾ 祖国 (Patria) という言葉を用いながらこの図式を提示した彼の意図は、読者にフィレンツェを想起させること以外には考えられない。さらに、彼の言う「他の市民の援助によって君主となった人物」とは、ソデリーニ共和政末期にすでに強力だったメデイチ派などの後押しで、新しい支配者となったメデイチ家と一致する。さらに、マキアヴェツリの新君主にたいする期待は、貴族寄りよりも民衆寄りの政策であったが、実際にメデイチ家の後押しをしたのは、民衆よりもむしろ貴族であったため、マキアヴェツリはこの現実に対応する議論をも付加している。彼は、仮に民衆に反し貴族の援助で君主となった者でも、まず何より民心を獲得しなければならぬと訴えるのである。⁽⁸⁾ もちろん、現実的問題として貴族を一掃するわけにはいかない。そこでマキアヴェツリは、貴族を彼らの態度によつて二分し、メデイチ家との関係が好ましい方を選択すべきだ、と助言するほどの細やかな気配りさえ見せている。⁽⁹⁾

正統性の不在という状況を前提とした第8章とは異なり、第9章では、「他の市民の後押しによつて祖国の君主となる場合」が扱われている。このことは、新君主が支配権獲得の段階ですでにある一定の支持を獲得していることを含意している。この状況は、政権の篡奪という点では依然として新君主国の枠組の内にとどまってはいるものの、支配者を招き入れた味方が消極的にしか支持しない外国征服の場合とは異なり、すべての臣民がつねに新君主の支配権の篡奪を狙うような危機的状況ではない。暴力的支配の必要性は著しく低下するから、その種の支配にかんする助言は姿を消すことになる。マキアヴェツリの次のような議論は、新君主がもはや革新の状態から脱していることを明確に示している。

だが、ある君主が、民衆のうえに基礎を置き、命令することができ、決断力を持ち、逆境に屈することなく、その他の準備を怠らず、

勇氣と指図によつて民衆を鼓舞すれば、けつして民衆に欺かれることはなく、確実な基礎を持つてゐるといふ自信を持つことができ⁽¹⁰⁾る。

この一節からも明らかであるが、第9章で力説されるのは、支配者は常日頃から民衆との信頼関係形成に尽力すべきだということであり、マキアヴェツリの新君主にたいする公的利益追求の要請は明らかである。

貴族よりも民衆との提携を主張する彼のポピュリスト的見解は、『リウィウス論』で繰り返されている主張と一致する。『君主論』第8章の冒頭でマキアヴェツリは、第9章の内容は共和国を論じる別の機会にさらに幅広く議論されるであろうとし、⁽¹¹⁾『リウィウス論』の具体的議論に続くことを明らかにしていた。⁽¹²⁾『リウィウス論』は民衆の政治参加に基づいた多数者統治の共和国擁護論であり、貴族を中心とする少数者統治の共和国論に対抗する意図から執筆されたものであった。ここでは、ローマ共和国が国内における自由の維持によつて、⁽¹³⁾いかに公的利益が追求され、国家が偉大さ⁽¹⁴⁾(*grandezza*)へと到達したかについて論じられている。この共和国論では、貴族の野心的な傾向、すなわち、公的利益を犠牲にした私的利益追求の傾向や、⁽¹⁵⁾貴族の他者支配の欲求による共和国の自由の喪失こそ、国家における公的利益追求を阻害する要因であつたとされる。⁽¹⁶⁾こうしたマキアヴェツリの議論が、共和国を前提とした『君主論』第9章の議論との緊密な連関を示すことは容易に想像されよう。⁽¹⁷⁾

マキアヴェツリは第9章の最後で、おそらくは第8章と第九章いずれの君主をも想定しながら、市民型の君主国における具体的な制度をわずかながら示唆している。

これらの君主国では、市民型の体制(*ordine civile*)から専制(*assolutio*)へと移行する時に危険にみまわれる。これらの君主は自ら統治するかあるいは役人を通して統治する。後者の場合は、君主の地位は弱体であり危険である。

この一節でマキアヴェッリは、君主個人を頂点とするヒエラルキー的國家の樹立ではなく、*ordine civile* という制度の維持を勧めているが、『リウイウス論』で明確なように、通常マキアヴェッリの言う *ordine civile* や *vivere civile* とは共和政を意味する⁽¹⁹⁾。この制度の具体的内容は『君主論』では明言されていないが、この政体がいかなるものであるにせよ、この言葉は、彼の理想とする共和国 (*ordine civile*) と同様の原理、すなわち、君主を頂点とする私的利益追求の原理ではなく、自由の維持を主眼とした公的利益追求という原理を持つことを端的に示していると言えよう。

すでに示したように、第8章と第9章の趣旨は、新君主の篡奪行為の手段が暴力的であれ、市民の支持によるものであれ、国内から君主となった新君主がその支配権を維持する段階で行う試みは、臣民の利益への政策転換という一点であるということだったが、フィレンツェを想定したと考えられる第10章でも、臣民への配慮についての助言が繰り返されている。この章では、革新状況という枠組からの逸脱がきわめて著しく、次のような人間描写さえ登場する。

だいたい人間というものは、その性質上、恩義を受けても、また恩恵を施しても、やはり義務を感じるものである。したがって、これらのことをよくよく考えれば、たとえ城攻めにあつても、食料に事欠かず、防備の手段を有していれば、市民の気持ちを始終つかんでおくことは、名君には難しいことではないのである。⁽²⁰⁾

もはやここでは、正統性なき新君主による革新の継続を前提とした助言は姿を消している。必要に応じて暴力を行使する議論とは逆に、臣民との信頼関係の形成が唯一の主張となつている。

なお、彼は国家分類論の最後の第11章で、教会國家の議論を展開するが、この議論は、言うまでもなく新しく教皇になつたメディチ家のジョヴァンニへの助言に他ならない。この章の趣旨は、教会國家における支配権維持が宗教上

の古い制度に支えられているためきわめて容易であること、教皇権が強大化可能であることの二点である。おそらく、彼はメディチ家がローマではなく、フィレンツェに在住することを議論の前提としながら、拠点としてのフィレンツェに軍事力を持つ教皇領を付加した領域を念頭において、ローマ的な対外拡張を構想したのである。『君主論』の後半のイタリア論は、蛮族追放の主張のためのレトリックという意味を持つにすぎないわけではないが、けっして現代的な意味でのイタリア国家統一論ではない。それは『リウイウス論』における共和国拡張の理論と同様、フィレンツェ・教皇領によるイタリア内諸国の征服併合、あるいは、フランスなどの列強に対抗しうる勢力としてのイタリア内諸国の結束を想定した議論であると見ることができるであろう。⁽²¹⁾このように、『君主論』における外国併合論、「新しい国家」の征服論、フィレンツェ国内統治論、教会国家論などの諸議論において、マキアヴェッリは、メディチ家がそれぞれのメンバーが置かれうるいずれの立場にあつても、いずれかの議論が利用可能となるように、巧妙な配慮を行なっていたのである。

おわりに

本稿では、『君主論』が正統性を完全に喪失した新君主の状況のみを前提としたものではないことを明らかにしてきた。この状況が完全に妥当するのは、外国併合論の場合のみである。同じ外国支配論であっても、「完全に新しい国家」を想定した議論では、何らかの正統性を獲得していく新君主が想定されていると言えよう。そして国内統治を想定した議論では、「完全に新しい国家」以上に新君主の正統性保有の程度は大きいのである。

『君主論』の中心的議論が軍事論であることから明白なように、この著作で最も強調される助言の一つは、たしかに力の必要性であり暴力の不可避性であった。暴力の不可避性は征服地をベースとした議論において最も浮き彫りにさ

れよう。征服地という状況の想定が読者にこの不可避性を最も効率的に説得しうる手段だとみなしたマキアヴェッリは、国家分類論の前半に外国征服論を位置づけ、この不可避性の印象を後半の国内統治論にまでもたらそうと意図したと考えられる。しかし、国内統治にかんしては重要な留保が付いていた。フィレンツェを想定した国内統治論においては、新君主は必要に迫られて暴力を用いざるをえないとしても、暴力それ自体を目的とすることは許されない。新君主の目的はあくまで公共の利益追求であった。このことは、彼にとつてけつして譲歩しえない主張であった。

『君主論』における征服と国内統治との意識的な場合分けは、『リウイウス論』と『君主論』との統一的理解という点である示唆を与えるものとなろう。両著作はほぼ同時期に執筆されているにもかかわらず、それぞれの著作において彼が主張する政治原理間の対立について、数世紀におよぶ様々なマキアヴェッリ解釈の中でも、これら著作のうちいずれへのコミットメントが「真のマキアヴェッリ」であるか、ということが争点となってきた。⁽¹⁾しかし、本稿で論じてきたように、フィレンツェ国内の公的利益追求と国外における専制支配という点において、両著作における統治のあり方についての把握は、実のところ共通しているのである。残る問題は、彼にとつて祖国フィレンツェで実現可能な性のある望ましい政体が共和政と君主政のいずれであったか、といった政体にかんする問題だが、これについては稿を改めて論じたい。

* 本稿の執筆にあたって参照した原典は、『マキアヴェッリ全集』(Machiavelli: *Tutte le Opere*, a cura di Mario Martelli, Firenze: Sansoni Editore, 1971) であり、使用した著作の略記、邦訳は次のとおりである。

DF……『フィレンツェ国制論』*Discursus florentinarum rerum post mortem iunioris Laurentii Medices* (1520). 佐々木毅訳
「フィレンツェ政体改革論」『マキアヴェッリ(人類の知的遺産二四)』所収、講談社、一九七八年。

DT……『リウウィウス論』 *Discorsi sopra la prima Deca di Tito Livio* (1513-1517?). 永井三明訳「政略論」『マキアヴェリ(世界の名著一六)』所収、中央公論社、一九六六年。

FE……『フィレンツェ史』 *Istorie Fiorentine* (1525). 大岩誠訳『フィレンツェ史』(上・下) 岩波文庫、一九五四年。

IP……『君主論』 *Il Principe* (1513). 池田廉訳「君主論」『マキアヴェリ(世界の名著一六)』所収、中央公論社、一九六六年。
LE……書簡 *Lettere* (1497-1527).

*引用文には既存の訳本も大いに参照したが、適宜拙訳を施した。引用は「著作名略記」巻(ローマ数字)一章(アラビア数字)、イタリヤ語全集版頁、邦訳頁」の順に記した。なお、英訳として次の文献を参照した。

Machiavelli : The Chief Works and Others. 3vols. tr. by Allan Gilbert. (Durham : Duke University Press, 1965).
Machiavelli : The Prince (Cambridge texts in the history of political theory), eds. Quentin Skinner and Russell Price. (Cambridge : Cambridge University Press, 1988). *Machiavelli and his friends : Their Personal Correspondence*, tr. and ed. by James B. Atkinson and David Sices (Illinois : Northern Illinois University Press, 1996).

註

はじめに

- (1) LE, Niccolò Machiavelli a Francesco Guicciardini, 16 aprile 1527, p.1250.
- (2) マキアヴェリの伝記に关しては、Hale (1961), Ridolfi (1963), フリヨン (一九四八)、サットン (一九五八) などを参照した。専門書ではないが、塩野 (一九八七) も有益である。
- (3) マキアヴェリは一九二二年二月一〇日の書簡で、『君主論』をメデイチ家のジュリアーノに献呈する意図を示している。LE,

Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 10 dicembre 1513, p.1160.

(4) ソデリーニ体制下の政治的困難については、Butters (1985) pp.47-165, Gilbert (1965) pp.49-78 を参照。

(5) 彼の書記官時代の立場にかんして、マキアヴェッリは書記官時代、特定の党派から距離を置いていたことが指摘されている。Black (1990) pp.90-97, Nejanya (1990) pp.117.

(6) 『君主論』の執筆時期については、Chabod (1927) を参照。

(7) マキアヴェッリの祖国フィレンツェがおかれていた当時の国際的状況とフィレンツェ国内の政治史を簡単に確認しておこう。一五世紀のイタリアでは、フィレンツェ、ミラノ、ヴェネツィア、ローマ教皇領、ナポリなど、中規模の都市国家が割拠していたが、イタリア内部においては勢力均衡によって比較的安定した平和を享受していた。しかし、一四九四年のフランス王シャルル八世の侵攻により事態は一変し、イタリアはきわめて深刻な状況に直面する。マキアヴェッリの仕えたフィレンツェ共和国は、もはや国際政治上の強力な要素とはなりえず、基本的には親仏政策を採りながらも、ローマ教皇と明確な対立を避ける中立的立場を維持することでその場をしのいでいた。フィレンツェ政治史を見ると、一四三四年、追放されていたコシモ・デ・メディチが帰国し、実質的には支配者であるにもかかわらず、共和政の伝統を考慮して、形式的にはたんなる一市民として統治を行っていた。一四六九年、コシモの孫ロレンツォ(豪華王)が父ピエロの後を継ぎ、君主的傾向を強めながらではあるが、基本的にはコシモの路線を踏襲する。一四九四年、フランス王シャルルのイタリアに侵攻により、ロレンツォの後継者であったメディチ家のピエロは追放された。フィレンツェでは大評議会を中心とする共和政が確立され、すでにメディチ家にたいして公然と批判を行っていたサヴォナローラがフィレンツェを指導することになる。正統派キリスト教と共和主義との結合を試みたサヴォナローラであったが、彼は一四九八年に失脚した。マキアヴェッリがソデリーニ率いるフィレンツェ共和国の政庁第二書記局長に就任したのはその直後のことであった。

(8) マキアヴェッリの政治思想にかんする一九三五年以降の浩瀚な文献を紹介したものとして、Ruffo Fiore (1990) を参照。その他、研究史を紹介・整理した文献として、Baron (1961), Borsellino (1973) pp.171-185, Geerken (1976), 厚見 (一九九三)、『バーリン (一九七二) 第一節一七頁、佐々木 (一九七〇) 序説三一頁を参照。

(9) Pocock (1972), (1975) pp.156-182, 佐々木 (一九七〇) (一九九六)。佐々木の研究では、マキアヴェッリの哲学の特異性からその政治思想の近代性の抽出が試みられている。この解釈によれば、マキアヴェッリは共通善の追求を一切行いえない「個人主義的」人間観を有しており、このことは彼の政治観が客観的な秩序の自明性が完全に破壊された政治観であることを意味する。この状況で「秩序らしさ」形成を試みる彼の新しい政治学とは、自己利益追求のためのもっぱら暴力によるデ・ファクトな支配

第一章

- (stato)の技術であった。こうして彼は「人間はボリス的動物である」というアリストテレスの主張に見られるような共和主義的政治理論の伝統から断絶した理論家とされる。しかしこの解釈では、共通善を前提とした伝統的政治理論を提示する『リウィウス論』とりわけその共和国内部の議論を彼が展開しえた理由を十分に説明できない。「伝統的な議論ではいわば端に寄せられていた例外的状態が独り立ち」したとするこの解釈では、『リウィウス論』は国外にたいする stato 支配の主体の創出という単なる抽象的思考実験の産物として、実質的に彼の思想の周辺部に追いやられている。たしかに、『君主論』に限定したうえで stato 支配原理をそこに見出すことは可能であるが、この政治状況は、本稿で指摘するように、彼にとつて依然として革新状況という例外的状況を論じたものであり、彼の原理的政治観は、西洋の哲学的伝統の核心をなす一つの基本的な考え、すなわち、すべての真の価値が究極的に一致するという信念にたいする挑戦に求めているパーリンの興味深い解釈もある。パーリン(一九七二)七二頁。
- (1) 伝統的な「君主の鑑」論にたいするマキアヴェッリの態度については、Gilbert (1939)、スキナー(一九八二)第二章五〇―八九頁を参照。
- (2) スタート(支配権)の概念にかんしては、Hexter (1964) p.958、佐々木(一九七〇)第三章二節九八―一〇七頁を参照。
- (3) IP-2, p.258, 四六頁。
- (4) 革新的分析については多くをポーコックに負っている。Pocock (1972), (1975) pp.156-182.
- (5) IP-3, pp.258-262, 四六一―五八頁。
- (6) IP-4, pp.262-263, 五八一―六〇頁。
- (7) IP-5, p.264, 六二頁。
- (8) マキアヴェッリのウィルトゥ概念にかんしては、Hannaford (1972), Price (1973), Wood (1967) を、フォルトゥナ概念にかんしては、Flanagan (1972), Orr (1972), Wittkower (1937-1738), Skinner (1985) を参照。
- (9) IP-6, p.264, 六三頁。
- (10) IP-7, p.264, 六七―六八頁。
- (11) IP-15-17, pp.280-283, 一〇四―一〇五頁。
- (12) IP-15, p.280, 一〇五頁。

(13) スキナー (一九八一)、七六頁。

(14) 特に新君主にたいする自らの助言の有用性をマキアヴェッリが強く自負しているのは、有名なヴェットーリ宛ての書簡からうかがえる。「……私は『君主論』という小論文を書いた。この主題についてよくよく考え、君主国とは、なんであるのか、どのような種類があるのか、どうすれば獲得できるのか、どうすれば維持できるのか、なぜ失うのか、論じてきた。もしあなたがこれまでの私の空想のどれも気に入らなかったとしても、これだけは、気に入らないはずはないと思う。そして、君主、特に新君主には、受け入れられるにちがいない。」*Le, Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 10 dicembre 1513, p.1160.*

第二章

(1) ポーコックが主張するように、正統性は慣習の古さといった長期的支配において生じるであろう。そして、もし革新者に正統性を付与しないフォルトウナが支配する状況にあるとすれば、革新者は短期的見地に立って、革新を続けざるをえない。Pocock (1975) pp.177-178. しかし、本稿で指摘するように、新君主の想定は必ずしも正統性のない状況に限定されているわけではない。

(2) 名譽、榮光、名声という概念にかんしては、Price (1977), Santi (1978) を参照。

(3) スキナー (一九八一)、五九頁。ルネサンスの人文主義的背景やルネサンスの哲学にかんしては、Huling (1983), Skinner (1978), 佐々木 (一九七〇) 第一章二六一-五三頁を参照。

(4) DF, pp.30-31, 三七七-三七八頁。

(5) IP-26, pp.296-297, 一四七頁。

(6) 名譽や榮光といった価値は、たんなる臣民の平和 (pace) の確保によって獲得しうるのだろうか。そもそも新君主とは、革新という行為によって旧来の平和や秩序を破壊した人物であり、その後それらを回復したとしても、名譽や榮光は与えられないであろう。むしろ、こうした価値は国家を偉大さへと到達させるようなより積極的な国家への貢献が必要とされる。支配者が名譽や榮光を獲得する行為として、マキアヴェッリが最も頻繁に挙げる事例は国家の領土拡大という事業である。しかし、通常は国家を偉大にするときれるこの事業も、それが支配者の私的利益に貢献する場合は、長期的には国家の衰退を導くものとして否定的に論じられてくる DF-II-2, p.148, 三五九-三六〇頁。

(7) IP-7, p.267, 七一頁。

(8) IP-7, p.268, 七四頁。

第三章

- (1) 『君主論』においてマキアヴェッリの想定した具体的なコンテキストにかんするかつての論点は、彼の意図が新君主によるイタリア統一の実現にあったか否か、という点であった。これについて、近年では、多くの研究者は否定的な見解を示している。例えば、Shabod (1958) p.71, Anglo (1969) p.78. 最近ではむしろ、『君主論』のコンテキストとして、イタリアよりも彼の祖国であるフィレンツェが注目されている。スキナーは、『君主論』の第7章までの議論を検討することによって、マキアヴェッリがフィレンツェというコンテキストを読者に想起させる意図を持っていたと解釈している。しかし彼は、第8章以降の議論におけるマキアヴェッリの意図については説明を与えていない。スキナー(一九八二)第二章四四一五〇頁。もし『君主論』の議論全体がフィレンツェにおけるメディチ家の状況のみを想定していると解釈すれば、国家分類論前半の征服地支配論や『君主論』後半のイタリア論におけるマキアヴェッリの意図は説明できない。なお、ポーコックは、『君主論』が抽象原理としての革新から出発しており、その議論はフィレンツェの具体的な状況に発想を得てはいるものの、直接それに向けられていない理論的著作であると解釈しているが、ここでも第8章以降の議論はほとんど扱われていない。Pocock (1975) p.160.
- (2) IP-8, p.269, 七六頁。
- (3) LE, Niccolò Machiavelli a Francesco Vettori, 31 gennaio 1515, p.1191.
- (4) シャボールは、『君主論』が国外の領土を与えられるジュリアーノを念頭に執筆されたという見解に反論を与えている。Shabod (1958) p.39, n1.
- (5) これまでの議論では、*stato* あるいは *dominio* という言葉が用いられている。
- (6) シャボール(一九五七)一六八頁。
- (7) 例えば、IP-8, p.270, 八〇頁。
- (8) IP-8, p.269, 七七頁。
- (9) この例外は王政期のローマの場合である。ただし、マキアヴェッリは、ロムルスたちが在位していた初期の王国では、法は自由な生活と一致していたと考えている。DT-II-2, p.81, 一七八頁。
- (10) IP-10, p.273, 八五―八六頁。
- (11) IP-8, p.269, 七七頁。この一節から明らかのように、この種の新君主のヴィルトゥとは、自らの支配権を維持する資質であると同時に、栄光を追求する資質を意味する。
- (12) 共和国内部での無思慮な暴力行使をマキアヴェッリが批判したものととして、例えば、次のような一節がある。「ロムルスの例の

ように、もたらした結果が立派なものなら、いつでも犯した罪は許される。たんなる破壊に終始して、何ら建設的な意味のない暴力こそ非難されてしかるべきものだからである。」DT-II-9, p.91, 二〇三頁。

(13) IP-8, p.269, 七六頁。

(14) メディチ家復帰後の諸改革や新政権初期の困難を示す政治的背景にかんしては、次の研究を参照。Rubinstein (1990), Butters (1985) pp.166-225, 一四九四年以前のフィレンツェにおけるメディチ家支配にかんしては、Rubinstein (1966) を参照。フィレンツェの共和主義の伝統にかんしては、Baron (1966), Skinner (1978) pp.139-180 を参照。

第四章

(1) IP-8, p.270, 八〇頁。

(2) IP-8, pp.270-271, 八〇頁。

(3) IP-8, p.271, 八一頁。

(4) IP-8, p.271, 八一頁。

(5) 註(一)。

(6) このサークルのメンバーのうち何人かは、メディチ家の「専制」支配に不満を抱き、ジュリオ・デ・メディチ暗殺の陰謀を企てた。マキアヴェッリも共和政体をめぐって活発に議論が行われてこのサークルに属していた。だが、彼が陰謀に関与していた、あるいは関与の疑惑があったという証拠はない。ただし、『リウイウス論』がこのメンバーに献呈されていることからもうかがえるように、彼らフィレンツェの若き共和主義者たちに大いに影響を与えたのは間違いないであろう。このオルティ・オリチェラーリのサークルについては、Gilbert (1949) の論文を参照。

(7) IP-premio, p.633, 三〇頁 (十)。

(8) IP-9, p.272, 八三頁。

(9) IP-9, pp.271-272, 八二―八三頁。

(10) IP-9, p.272, 八四頁。

(11) IP-8, p.269, 七六頁。

(12) 『リウイウス論』の執筆時期にかんしては論争がある。シャポーやリドルフィは、『君主論』第2章における共和国への言及から、これが『リウイウス論』を指すものと解釈し、したがって、『リウイウス論』第1巻の大部分が『君主論』以前に完成しており、

『君主論』完成後、マキアヴェッリは再度『リウウィウス論』執筆にとりかかった、と論じている。Shabod (1958) p.31n. 2. Ridolfi (1963) p.148. ギルバートは、この共和国への言及が紛失した論文であると指摘するが、その正体は明らかにしていない。Girbert (1953). バロンは、この共和国についての言及が後づけであるとみなし、マキアヴェッリは『君主論』が完成した後に『リウウィウス論』に取り組んだのではないかと指摘している。Baron (1961). スキナーもこの立場を支持している。スキナー (一九八一) 一六五頁。また、ヘイルも『リウウィウス論』が二五一年ではなく、一五一五年以降に執筆された、と論じている。Hale (1961) p.127nd. アングロによれば、確実なことは以下の点であるという。すなわち、『君主論』は一五一三年に執筆されていたこと、『リウウィウス論』はリウウィウスの著作にかんする一連の体系的な研究ではないこと、『君主論』の一部は、ジュリアーノの死後、ロレンツォへ献呈する段階で修正されていること、『リウウィウス論』は一五一三年以後の諸事件に言及しているが、一五一七年以後の出来事には触れられていないこと、『リウウィウス論』の献呈は、一五一九年末に死んだコシモ・ルチェライに言及していることである。Anglo (1969) p.84.

(13) スキナーは、マキアヴェッリが念頭に置いた共和国の自由を、「国内の専制君主の支配、また外部からの帝国権力を問わず、強要されるあらゆる形の政治的隷属からの自由」であると指摘している。スキナー (一九八一) 九六頁。その他、マキアヴェッリの自由概念については、Colish (1971), Skinner (1983), (1984), (1990), 関口 (一九九二) を参照。

(14) マキアヴェッリにおける理想的な共和国の統治のあり方、およびその統治と自由との関連については、次の見解で明らかである。「なぜ人々の心の中に自由な生活 (vivere libero) を守りぬこうとする熱意が生まれてくるのかを見きわめるのは、いとたやすいことである。というのも、国家が領土でもその経済力でも大をなしていくのは、その国家が自由な場合にかざられるのを、われわれは経験から知っているからである。……個人の利益を追求するのではなくて、公共の利益に貢献することこそ国家に発展をもたらすものである。しかも、このような公共の利益が守られるのは、共和国 (repubblica) をさしおいては、どこにもありえないことはたしかである。」DT-II-2, p.148. 三五九頁。

(15) 野心にかんしては、Price (1982) の論文を参照。この論文でプライスは、マキアヴェッリが国内における野心的行為とは逆に、国外に向けられる野心的行為を賞賛していると指摘している。

(16) 例えば、DT-I-5, pp.83-84. 一八三—一八六頁、DT-I-37, p.120. 二八二頁。

(17) また、マキアヴェッリの考えでは、この理想的共和国は自由の前提条件として帝国主義的領土拡張政策を必要とする。彼によれば、共和国の拡大のためには可能なかぎり多数の兵士が必要であるが、兵士は傭兵によってではなく、自国の市民によって構成されなければならない。したがって、この共和国では、国家の人口を増加させるために外国から国内への移民が奨励されるだけではない。

- Anglo, Sydney (1969) *Machiavelli : adissection* (London : Victor Gollancz Ltd., 1969).
- Baron, Hans (1961) 'Machiavelli : the Republican Citizen and the Author of "The Prince"', *The English Historical Review* 76 (1961), pp.217-253.
- Baron, Hans (1966) *The Crisis of the Early Italian Renaissance*, 2nd ed. (New Jersey : Princeton University Press, 1966).
- Black, Robert (1990) 'Machiavelli, servant of the Florentine republic', in *Machiavelli and Republicanism*. Gisela Bock, Quentin Skinner, and Maurizio Viroli eds. (Cambridge : Cambridge University Press, 1993), pp.71-117.
- Borsellino, Nino (1973) *Niccolò Machiavelli* (letteratura Italiana Laterza 17) (Roma : Editori Laterza, 1973).
- Butters, H. C. (1985) *Governors and Government in Early Sixteenth-Century Florence, 1502-1519* (Oxford : Clarendon Press, 1985).
- Colish, Marcia (1971) 'The Idea of Liberty in Machiavelli', *Journal of the History of Ideas* 32 (1971), pp.323-350.
- Flanagan, Thomas (1972) 'The Concept of *Fortuna* in Machiavelli', in *The Political Calculus*. Anthony Parel ed. (Toronto : University of Toronto Press, 1972), pp.127-156.
- Geertken, John H. (1976) 'Machiavelli Studies since 1969', *The Journal of the Historical Ideas* 37 (1976) pp.351-368.
- Gilbert, Felix (1939) 'The Humanist Concept of the Prince and *The Prince* of Machiavelli', in *History : Choice and Commitment* (London : Harvard University Press, 1977), pp.91-114.
- Gilbert, Felix (1949) 'Bernardo Rucellai and the Ori Oricellari : A Study on the Origin of Modern Political Thought' in *History : Choice and Commitment*, pp.215-246.
- Gilbert, Felix (1953) 'The Composition and Structure of Machiavelli's *Discorsi*', in *History : Choice and Commitment*, pp.115-133.
- Gilbert, Felix (1965) *Machiavelli and Guicciardini : Politics and History in Sixteenth century Florence* (New Jersey : Princeton University Press, 1965)
- Hale, J. R. (1961) *Machiavelli and Renaissance Italy* (Harmondsworth : Penguin Books, 1972).
- Hannaford, I. (1972) 'Machiavelli's Concept of *Virtù* in *The Prince* and *The Discourses* Reconsidered', *Political Studies* 20 (1972), pp.185-189.
- Hexter, J. H. (1964) 'The Loom of Language and the Fabric of Imperative : The Case of *Il Principe* and *Utopia*', *The American*

- Historical Review* 69 (1964), pp.945-968.
- Hullung, Mark (1983) *Citizen Machiavelli* (New Jersey : Princeton University Press, 1983).
- Najemy, John M. (1990) 'The controversy surrounding Machiavelli's service to the republic', in *Machiavelli and Republicanism*. Gisela Bock, Quentin Skinner, and Maurizio Viroli eds. (Cambridge : Cambridge University Press, 1993), pp.101-141.
- Orr, Robert (1969) 'The Time Motif in Machiavelli', in *Machiavelli and the Nature of Political Thought*, ed. M. Fleisher (New York : Croom Helm Ltd., 1972), pp.185-208.
- Pocock, J. G. A. (1972) 'Custom and Grace, Form and Matter : An Approach to Machiavelli's Concept of Innovation' in *Machiavelli and the Nature of Political Thought*, ed. M. Fleisher (New York : Croom Helm Ltd., 1972), pp.153-174.
- Pocock, J. G. A. (1975) *Machiavellian Moment : Florentine Political Thought and the Atlantic Tradition* (New Jersey : Princeton University Press, 1975).
- Price, Russell (1973) 'The Senses of *Virtù* in Machiavelli', *The European Studies Review* 3 (1973), pp.315-345.
- Price, Russell (1977) 'The Theme of *Gloria* in Machiavelli', *Renaissance Quarterly* 30 (1977), pp.588-631.
- Price, Russell (1982) 'Ambizione in Machiavelli's Thought, *History of Political Thought* 3 (1982), pp.382-445.
- Ridolfi, Roberto (1954) *The life of Niccolò Machiavelli*, trans. C. Grayson (London : Routledge and Kegan Paul, 1963).
- Rubinstein, Nicolai (1966) *The Government of Florence under the Medici (1434 to 1494)*, 2nd ed. (Oxford : Clarendon Press, 1997).
- Rubinstein, Nicolai (1990) 'Machiavelli and Florentine Republican experience', in *Machiavelli and Republicanism*. Gisela Bock, Quentin Skinner, and Maurizio Viroli eds. (Cambridge : Cambridge University Press, 1993), pp.3-16.
- Ruffo Fiore, Silvia (compiled) (1990) *Niccolò Machiavelli : an annotated bibliography of modern criticism and scholarship*, (Connecticut : Greenwood Press, 1990).
- Santi, A. Victor. (1978) "'Tama" e "Laude" distinte da "Gloria" in Machiavelli', *Forum Italicum* 12 (1978), pp.206-215.
- Shabod, Federico (1927) 'Sulla composizione de "Il principe" di Niccolò Machiavelli' in *Scritti su Machiavelli*, (Torino : Giulio Einaudi editore, 1964), pp.139-193.
- Shabod, Federico (1958) *Machiavelli and the Renaissance* (New York : Harper and Row, 1965).
- Skinner, Quentin (1978) *The Foundations of Modern Political Thought*, 2 vols. (Cambridge : Cambridge University Press, 1978).

- Skinner, Quentin (1983) 'Machiavelli on the Maintenance of Liberty', *Politics*, vol.18, (1983), pp.3-15.
- Skinner, Quentin (1984) 'The idea of negative liberty: philosophical and historical perspective', in *Philosophy in History*, ed. R. Rorty et al. (Cambridge: Cambridge University Press, 1984), pp.193-221.
- Skinner, Quentin (1985) 'Ms. Machiavelli', *The New York Review of Books*, March 14, 1985, pp.29-30.
- Skinner, Quentin (1990) 'The republican idea of political liberty' in *Machiavelli and Republicanism*. Gisela Bock, Quentin Skinner, and Maurizio Viroli eds. (Cambridge: Cambridge University Press, 1993), pp.293-309.
- Wittkower, Rudolf (1937-8) 'Chance, Time and Virtue', *Journal of the Warburg Institute* 6 (1937-8), pp.313-321.
- Wood, Neal (1967) 'Machiavelli's Concept of Virtù Reconsidered', *Political Studies* 15 (1967), pp.159-172.

(2) 邦語文献

- 厚見恵一郎(一九九三)「N・マキアヴェッリの政治思想(一)―序説―」『早稲田政治公法研究』第四二号一八五―二二二頁(一九九三年)。
- バーリン、アイザイア(一九七二)「マキアヴェッリの独創性」佐々木毅訳、福田歓一・河合秀和編『思想と思想家(バーリン選集二)』所収一―九七頁(岩波書店、一九八三年)。
- ブリヨン、マルセル(一九四八)『マキアヴェッリ』生田耕作・高塚洋太郎訳(みすず書房、一九六六年)。
- 佐々木毅(一九七〇)『マキアヴェッリの政治思想』(岩波書店、一九七〇年)。
- 佐々木毅(一九九六)『マキアヴェッリの社会思想』上智大学中世思想研究所編『中世の社会思想』所収三二七―三四六頁(創文社、一九九六年)。
- サツソ、ジェンナード(一九五八)『若きマキアヴェッリの政治思想』須藤祐孝・油木兵衛訳(創文社、一九八三年)。
- 関口正司(一九九一―二)「二つの自由概念(上・下)」西南学院大学『法学論集』第二四卷 第一号一―五七頁(一九九一年)、第三号四三―一〇七頁(一九九二年)。
- 塩野七生(一九八七)『わが友マキアヴェッリ』(中央公論社、一九八七年)。
- シャポー、フェデリコ(一九五七)『ルネサンス・イタリアの国家観』須藤祐孝訳『ルネサンス・イタリアの国家観』所収一〇五―一七七頁(無限社、一九九三年)。
- スキナー、クエンティン(一九八二)『マキアヴェッリ』塚田富治訳(未来社、一九九一年)。